

# 貯金規定 新旧対照表

高知県信用農業協同組合連合会

(改正後)	(改正前)
大口定期貯金規定	大口定期貯金規定
<p>3. (利息)</p> <p>イ 次の算式により計算した利率</p> $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率をいいます。</p> <p><b>(追加)</b> ただし、計算した利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p style="text-align: right;"><b>(2025年1月1日現在)</b></p>	<p>3. (利息)</p> <p>イ 次の算式により計算した利率</p> $\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ <p>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当会所定の利率をいいます。</p> <p><b>(追加)</b></p> <p style="text-align: right;"><b>(2024年4月1日現在)</b></p>

(実施日)

この規定は、**2025年1月1日**から実施する。